

# 感染対策委員会規約

## (目的)

第1項 聖隷横浜病院は、院内感染対策指針に基づき、病院内の感染予防及び感染防止対策の充実と強化を目的として感染対策委員会（以下委員会という）を置く

## (管掌事項)

第2項 委員会は次の各号に掲げる事項を管掌する

- (1) サーベイランスに関する事
- (2) 感染のアウトブレイク調査に関する事
- (3) 防疫対策の確立に関する事
- (4) 感染予防及び感染防止対策の啓蒙並びに教育活動に関する事
- (5) 感染対策の評価に関する事
- (6) 感染防止のためのガイドライン及びマニュアルの整備に関する事
- (7) 職業感染対策に関する事
- (8) 感染性医療用廃棄物に関する事
- (9) その他感染予防及び感染防止対策に関する事

## (組織)

第3項 委員会は次に掲げる委員をもって組織する

- (1) 感染対策委員長
- (2) 病院長
- (3) 看護部長
- (4) 薬剤課長
- (5) 検査課長
- (6) 事務長
- (7) 診療部
- (8) 看護部
- (9) 診療技術部(放射線課・栄養課・リハビリ室・CE室)
- (10) 事務部
- (11) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4項 委員の任期は1年間とし、再任されることを妨げない。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする

(委員長及び副委員長)

第5項 委員会に委員長を置き病院長が任命する

- (1) 委員長は委員会を招集しその議長となる
- (2) 委員長は副委員長を指名し、場合により職務を代理させることができる

(意見聴取等)

第6項 委員会は必要に応じて委員以外の者を会に出席させ意見を求め、また委員以外の者から資料の提出を求める事ができる

(召集)

第7項 委員会は委員長が召集する

- (1) 委員会は原則として毎月第4水曜日に定期的を開催する
- (2) (1)のほか委員長が必要と認める場合に看護感染委員長、感染症専門医、事務局を招集し臨時委員会を開催する

(議事録の作成)

第8項 委員会は事務局を置き、会議を開催した場合は議事録を作成しなければならない

(感染対策チームの設置)

第9項

- (1) 委員会は院内感染発生時における状況の把握および発生原因の調査を行い、院内感染対策を迅速に講じ、院内感染の発生防止に必要な事項を調査するため感染対策チーム (ICT) を置く
- (2) 感染対策チームに関し、必要な事項は感染対策チーム規約に定める

(研修会等の開催)

第10項 委員会は第2条の(4)に基づき、年2回以上の研修会を開催する。研修会欠席者に対しては、伝達講習を実施し理解度を確認する

(感染情報レポートの作成)

第 11 項 検査課は、第 2 項の (2) に基づき、週 1 回感染情報レポートを作成し、委員長に報告する

(雑則)

第 12 項 前条に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項に関しては委員長が別に定めることができる

第 13 項 委員会が作成する「感染対策マニュアル」は、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする

(附則) この規約は 2003 年 4 月より施行する

2013.4 改訂

第 3 版 2013.8.28 改訂